

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

# 憲 法

## 〔問題〕

次の事案を読み、下の問に答えなさい。

## 〔事案〕

〔1〕医師法第1条は、「医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」とし、同法第17条は、「医師でなければ、医業をなしてはならない」とする。さらに、同法第31条1号によれば、第17条の規定に違反した者は3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されることになる。

〔2〕昨今では、入れ墨は若者を中心にファッション感覚から「タトゥー」と呼ばれるようになり、入れ墨の施術を受ける者が以前より増加している。Yは、B県内でタトゥーショップを営み、入れ墨の施術を業として行っていたところ、Aらに対して、針を取り付けた施術用具を用いて人の皮膚に色素を注入する行為（以下「本件行為」という。）を行ったことについて、医師の資格をもたずに医業を行い医師法第17条に違反したとして同法第31条1号に基づき起訴された。

〔3〕本件行為が医業に該当するとする検察側は、「医師法第17条は、無資格者に医業を自由に行わせると保健衛生上の危害を生ずるおそれがあることから、これを禁止し、医学的知識及び技能を習得して医師免許を得た者に医業を独占させることを通じて、国民の保健衛生上の危害を防止することを目的とした規定である」とし、「同条の『医業』の内容である医行為とは、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為をいうと解すべきである」と主張している。

〔4〕これに対して、Yは、そもそもタトゥーの施術は「医療」にも「保健指導」にも当たらないから医業にはあたらず、タトゥーの施術はシートの除菌など施術設備、器具の衛生状態や施術前後の手順に関する基準に従って相応の注意を払っていれば危険性が大きく低下し、実際にタトゥーの施術による深刻な健康被害は発生していないことを指摘し、医師法第17条の「医業」についての検察側の上記〔3〕の主張は、タトゥーの施術を業として行うことを不可能とするものであり、そのような医師法第17条の解釈適用は憲法第22条1項違反になると反論している。

問1 経済的自由の規制について、規制の目的に応じて審査の厳格度を異なるものとする規制目的二分論について説明しなさい。

問2 [4] に示されたYの反論を、判例をふまえて立論しなさい。

以 上